

# 令和4年 鱒ヶ沢町農業委員会 第7回定例総会会議録

令和4年7月11日（金）午前10時00分開議  
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 13名

1番	木村 賢一	10番	木村 暢子
2番	長谷川 貴輝	11番	工藤 修二
4番	木村 優仁	12番	工藤 文信
5番	今 仁司	13番	對馬 孝
6番	神 秀穂	14番	工藤 清
7番	神 文人		
8番	三上 三樹		
9番	佐藤 松子		

◎欠席委員 3名 大谷 大樹

事務局	1. 開会 ただ今より令和4年第7回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2

議長	<p>項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を2番の長谷川貴輝委員、9番の佐藤松子委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
事務局	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和4年6月7日、8日、9日 令和4年鱒ヶ沢町議会第2回定例会 場 所：鱒ヶ沢町役場議場 出席者：工藤清会長（7日、9日）事務局（田村）</p> <p>報告第2号 令和4年6月20日 「農地の転用事実に関する照会」に係る現地調査 場 所：舞戸町字下富田地内 出席者：大谷大樹委員、三上三樹委員、川田春實推進委員 事務局（齊藤（正）、齋藤（和））</p> <p>報告第3号 令和4年6月24日 耕作放棄地の非農地認定に係る調査会 場 所：北浮田町字今須地内 外1件 出席者：木村優仁委員、工藤文信委員、茶谷秀光推進委員、 事務局（齊藤（正）、齋藤（和））</p> <p>報告第4号 令和4年6月24日 農地法第3条許可申請に係る事前調査会 場 所：舞戸町字鳴戸地内 外 出席者：木村優仁委員、工藤文信委員、茶谷秀光推進委員、 事務局（齊藤（正）、齋藤（和））</p> <p>報告第5号 令和4年6月30日 令和4年度西・つがる地区農業委員会連絡協議会臨時総会 場 所：つがる市 つがる市役所 出席者：工藤清会長、事務局（田村）</p> <p>詳細に関しては、次長の方からお願いします。</p> <p>それでは報告案件の2番について詳細を説明します。 令和4年6月7日付けで農地の転用事実に関する照会が青森地方法務局五所川原支局よりありましたので、下記のとおり調査、報告しております。 申請者の住所及び氏名は記載のとおりであります。 土地の所在は舞戸町字下富田541番2 登記地目は田 面積は54㎡となっております。</p>

事務局

この土地について、宅地に地目変更する申請があったことから、照会があったものです。

調査については、6月20日に現地確認をしており、その調査員として、大谷大輝委員、三上三樹委員、川田春實推進委員の3名に判断していただいております。

申請者の代理人の立会いの下調査した結果、非農地であると判断されました。

法務局には通知があった日から2週間以内に回答することとなっていることから、令和4年6月21日に非農地として回答しております。

続いて報告案件の3番について詳細を説明します。

農地の所有者から当該農地が農地に該当しないことの確認を依頼されました。このことにつきましては「農地法の運用について」第4の(3)の手続きに基づき、判断を行うこととなっております。

3ページをお開き下さい。

1番と2番がありますが、いずれの場所も6月24日に現地確認をしており、その調査員として、木村優仁委員、工藤文信委員、茶谷秀光推進委員の3名に判断していただいております。

それでは1番から順番に説明いたします。

1番についてですが、  
住所が北浮田町字今須154番71

面積は1,917㎡

台帳地目及び所有者は記載のとおりであります。

写真のとおり現況は森林化しており非農地として判断をいたしております。

続いて、2番

住所が北浮田町字今須308番2

面積は3,205㎡

台帳地目及び所有者は記載のとおりであります。

写真のとおり現況は森林化しており非農地として判断をいたしております。

これらの土地については、土地の所有者に非農地通知書が送付されるほか、法務局、県、町の農林部局に通知されます。また、農業委員会の農地台帳からこの土地の面積が除外されることとなります。

以上です。

議長

5. 議案の上程

議案の上程を致します。

議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第26号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について

以上2議案を上程致します。

議長

6. 議案の審議

議案第25号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第25号の説明に入ります。4ページをお開き下さい。

番号28番から説明します。

番号28番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 307番

地目 登記、現況ともに畑

面積 309㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

番号29番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 302番

地目 登記、現況ともに畑

面積 160㎡

外畑1筆で、合計面積は445㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

番号30番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字七尾 10番

地目 登記が畑で現況は樹園地

面積 1,365㎡

外田が5筆、樹園地が10筆で合計面積は43,782㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

贈与による所有権移転です。

7頁に移りまして

番号31番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字一ツ森町字吉川倉ノ下 13番2

地目 登記、現況ともに田

面積 2,661㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

これらのことについて、資料8頁をごらんください。

法第3条第2項の第1号から第7号までのうち、第2項第7号をご覧ください。

番号28番と29番については、知人間の売買で、保全管理をしていた土地についてすべて野菜の作付を行う計画となっております。

番号30番につきましては、親子間の贈与で全ての土地について従前と同様の管理を行う計画となっております。

9頁に移りまして

番号31番につきましては、知人間の売買で、保全管理をしていた土地について、水稻の栽培を行う計画となっております。

事務局

これらの土地について、6月24日に農業委員の木村優仁委員、工藤文信委員、推進委員の茶谷秀光委員と事務局で現地を確認し、周辺農地の利用状況を確認しました。  
その結果、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと確認しました。  
よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。  
以上です。

議長

それでは議案第25号について審議に入ります。  
議案第25号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第25号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第25号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、原案どおり承認することに決定しました。

議長  
(木村職務代理)

続きまして議案第26号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。  
なお、番号119番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件となりますので、議長が暫時の間、木村賢一職務代理者と交代いたします。

議場

(議長が退席、議長の変更をする)

事務局

暫時の間、議長を勤めさせていただきます。  
それでは、議案第26号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

それでは、11頁をお開き下さい。

番号119  
農地の所在 鯉ヶ沢町大字小森町字恩愛沢139番地6  
地目 登記簿 畑  
現況 畑

事務局

面積 495㎡  
外田が1筆、畑が4筆で合計面積は5,143㎡  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 畑  
期間 10年  
使用貸借

議長  
(木村職務代理)

ただいま、番号119番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長  
(木村職務代理)

ないようなので、採決いたします。  
議案第26号、番号119番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長  
(木村職務代理)

全員賛成ですので、議案第26号、番号119番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
これで議長代理を終了させていただきます。  
退席していた委員の着席をお願いします。

議場

(議長が着席、議長の変更をする)

議長

続いて、ただいま、承認されたもの以外の番号について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、10頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数	0件
----	----

地目別面積	田	0㎡
	畑	0㎡
	樹園地	0㎡
	計	0㎡

2. 利用権設定

再設定	1件	4,902 m <sup>2</sup>
新規	5件	24,637 m <sup>2</sup>
計	6件	29,539 m <sup>2</sup>

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0 m <sup>2</sup>
3年から5年契約	8筆	14,542 m <sup>2</sup>
6年から9年契約	0筆	0 m <sup>2</sup>
10年以上の契約	12筆	14,997 m <sup>2</sup>
計	20筆	29,539 m <sup>2</sup>

貸手・借手内訳

貸手農家	6名
借手農家	5名

地目別面積

田	23,797 m <sup>2</sup>
畑	5,742 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	29,539 m <sup>2</sup>

3. 総地目別面積

田	23,797 m <sup>2</sup>
畑	5,742 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	29,539 m <sup>2</sup>

4. 農地中間管理機構

出し手農家	3名
受け手農家	1名

地目別面積

田	0 m <sup>2</sup>
畑	24,347 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	24,347 m <sup>2</sup>

つづきまして、詳細についてご説明致します。

番号 118

農地の所在 鯉ヶ沢町大字赤石町字上ノ山31番地

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 977 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑 (アスパラ)

期間 10年

賃借料 全部で5,000円、法定相続人と契約しております。

番号120

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字大津106番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 863 $\text{m}^2$

外田1筆 合計2筆

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a 当り2俵で契約しております。

番号121

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字大津148番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,619 $\text{m}^2$

外田5筆 合計6筆

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a 当り2俵で法定相続人と契約しております。

番号122

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野74番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,502 $\text{m}^2$

外田2筆 合計3筆

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り0.5俵（玄米）で契約しております。

番号123

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字島田4番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,077 $\text{m}^2$

外田1筆 合計2筆

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り1俵で契約しております。

事務局

番号124  
農地の所在 鯉ヶ沢町大字長平町字甲音羽山63番地45  
地目 登記簿 原野  
現況 畑  
面積 7,800㎡  
新規設定  
利用目的 畑  
期間 10年  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
農地中間管理事業  
賃借料 全部で23,400円で契約しております。

番号125  
農地の所在 鯉ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢114番地1  
地目 登記簿 畑  
現況 畑  
面積 3,416㎡  
新規設定  
利用目的 畑  
期間 10年  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
農地中間管理事業  
賃借料 全部で10,200円で契約しております。

番号126  
農地の所在 鯉ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢85番地  
地目 登記簿 畑  
現況 畑  
面積 7,800㎡  
外畑1筆 合計2筆  
合計面積 13,131㎡  
新規設定  
利用目的 畑  
期間 10年  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
農地中間管理事業  
賃借料 全部で39,300円で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第26号について審議に入ります。  
議案第26号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長	異議なしとのことですので、採決致します。議案第26号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第26号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。
議長	<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして令和4年第7回定例総会を閉会いたします。</p> <p>その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の総会は8月10日(水)午前10時に開催予定。</li> </ul>
議長	その他、特になければこれで全日程を終了いたします。
	<p style="text-align: right;">会 長 工 藤 清</p> <p style="text-align: right;">会議録署名者 長谷川 貴 輝</p> <p style="text-align: right;">" 佐 藤 松 子</p>